

P2P実験協議会による情報の開示項目		Ocean Grid
1 P2Pサービス利用時の情報流通		
項目	内容	
1-1 動作概要	P2Pサービスを行う事業者(以下、サービス提供事業者という)は、サービス全体の一連の流れについて説明すること。説明には、サービス内容、利用者端末用ソフトウェアの動作概要、利用者端末用ソフトウェアがどのような情報を誰とやり取りするかに関する概要を含むこと。	サポートサイトにて明記してあります。
1-2 サービス提供事業者を経由して他の利用者へ提供される情報	P2Pサービス利用時に、利用者端末からサービス提供事業者に対して提供された利用者の情報が、サービス提供事業者を経由して他の利用者へ提供される場合は、サービス提供事業者は、当該情報の内容について事前に利用者に明示し、許諾を得ること。	ピア情報(IPアドレス、ポート番号、回線速度等)が提供されます。
1-3 利用者から他の利用者へ直接提供される情報	P2Pサービス利用時に、利用者端末から他の利用者端末に対して利用者に関する情報を直接提供する場合は、サービス提供事業者は、当該情報の内容について事前に利用者に明示し、許諾を得ること。	ピア情報(IPアドレス、ポート番号、回線速度等)が提供されます。
1-4 利用者が取得を要求していないコンテンツの中継	利用者が取得を要求していないコンテンツを、他の利用者への中継のためにダウンロードする機能が存在する場合は、サービス提供事業者は、利用者にその機能について明示し、事前に許諾を得ること。	取得を要求していないコンテンツの中継はしていません。
1-5 利用者による直接コンテンツ発信機能	サービス提供事業者が管理していないコンテンツを利用者が発信する機能が存在しないこと。	サービス提供事業者が管理していないコンテンツを配信できない仕組みとなっております。
2 P2Pサービス利用時の利用者リソースの利用		
項目	内容	
2-1 取得コンテンツの削除方法	サービス提供事業者は、利用者がサービスにより取得したコンテンツを個別に削除する方法について明示すること。	コンテンツはディスク領域にキャッシュされないため、削除するコンテンツはありません。
2-2 サービス利用の中止	利用者端末が、PC等一般利用者がソフトウェアをインストールして利用する機器である場合は、サービス提供事業者は、簡単な操作によるアンインストール手段を提供すること。	サポートサイトにて明記してあります。
2-3 利用者端末リソース利用の許諾	利用者端末用ソフトウェアが、利用者端末のリソースまたは利用者のネットワークリソースを利用する場合は、サービス提供事業者は、事前にその内容と目的を利用者に明示し、許諾を得ること。	利用するリソースは次の通りです: ・ネットワーク帯域幅: データの送受信、ピア情報 ・CPU: データ送受信、動画再生 ・メモリ: コンテンツデータの一次バッファリング ・HDD: ソフトウェア本体インストール領域
2-4 利用者端末リソースの利用に関する設定	利用者端末用ソフトウェアが、利用者端末のリソースまたは利用者のネットワークリソースを利用する場合で、利用者が当該リソースの利用に関する設定を変更可能であれば、サービス提供事業者は、その方法を明示すること。	設定は変更できません。
2-5 利用者端末リソースの利用状況の確認方法	利用者端末用ソフトウェアが、利用者端末のリソースまたは利用者のネットワークリソースを利用する場合は、サービス提供事業者は、利用者が当該リソースの利用状況を確認する方法(OS標準のツールなど、利用者端末用ソフトウェア以外による確認方法でも可)を明示すること。	Windows標準ツールを使用して確認します: ・ネットワーク帯域: タスクマネージャ→ネットワーク(対象端末全体のトラフィックとして表示されますのでソフトウェア単独で使っているネットワーク帯域の確認はできません) ・CPU: タスクマネージャ→プロセス ・メモリ: タスクマネージャ→プロセス ・HDD: ソフトウェアインストールフォルダのプロパティ
2-6 利用者端末リソースの利用の停止方法	利用者端末用ソフトウェアが、利用者端末のリソースまたは利用者のネットワークリソースを利用する場合で、利用者が当該リソースの利用を停止する方法があれば、その方法を明示すること。	コンテンツ視聴を終了すると、自動的にネットワークリソースの利用は停止されます。その他のリソース利用はシステムトレイのアイコンよりソフトウェアを終了することにより停止されます。
2-7 他の利用者へのコンテンツ提供の制御	サービスにより取得したコンテンツを他の利用者の端末へ提供する機能について、当該機能の停止、提供先の制御、提供方法の制御等の設定が可能であれば、デフォルトの設定と設定変更の方法を明示すること。	設定はできません。
3 P2Pサービス利用時のセキュリティ対策		
項目	内容	
3-1 サービスの安全性	利用者端末用ソフトウェア及びP2Pネットワーク自体に脆弱性が発見されていないこと。また、脆弱性が発見された場合は、サービス提供事業者が、利用者に対処方法を周知すること。	現在脆弱性は発見されておりません。脆弱性が発見された場合は、速やかに対処方法を周知いたします。
3-2 コンテンツの安全性	サービス提供事業者またはそのサービスを利用して配信を行うコンテンツ提供事業者は、流通するコンテンツの安全性について、事前に確認を行うこと。コンテンツの安全性が、コンテンツ提供事業者により確認される場合は、サービス提供事業者は、利用者に対して当該コンテンツ提供事業者に関する情報を提供すること。	遵守いたします。
3-3 コンテンツ提供者の制限	サービス提供事業者は、サービス提供事業者またはそのサービスを利用して配信を行うコンテンツ提供事業者以外が提供するコンテンツを配信しないこと。	サービス提供事業者が管理していないコンテンツを配信できない仕組みとなっております。
3-4 利用者の機密情報の流出に対する対策	利用者端末用ソフトウェアにより、利用者の個人情報や利用者端末内のファイル等利用者が意図しない情報が流出する危険性がないこと。	本ソフトウェアはユーザ端末のディスク領域内を確認したり送信する機能がないため、サービス提供事業者が管理するコンテンツ以外は配信できない仕組みとなっております。
3-5 コンテンツの完全性の保証	利用者端末用ソフトウェアによりダウンロード完了である旨を表示されるコンテンツについては、ハッシュ値の比較等の手段により、原本と同一性を保証すること。	ライブストリーミングコンテンツのため、一つの完結したコンテンツファイルはダウンロードされません。
4 P2P型配信サービスのサービス主体・サポート		
項目	内容	
4-1 サービス提供事業者の明示	サービス提供の主体を利用者に明示すること。サービス提供事業者の氏名または名称、住所を明示すること。サービス提供事業者が法人である場合は、代表者氏名を併せて明示すること。	サポートサイトにて明記いたします。
4-2 サポート窓口	利用者サポートの窓口への連絡方法を利用者に明示すること。サポート窓口において、利用者のPC利用に関する障害について、利用者端末ソフトウェアに起因する障害とその他の障害の切り分け等の業務を行うこと。	サポートサイトにて明記してあります。
4-3 利用者用マニュアル	サービスの利用方法、FAQおよび、本ガイドラインにより明示を要求される事項を含むマニュアルを利用者に明示すること。	サポートサイトにて明記してあります。
4-4 特定商取引法に基づく表示義務に則った表示	提供するサービスが特定商取引法の対象となる取引に該当する場合は、特定商取引法に基づく表示義務に則った表示を行うこと。	特定商取引法の対象となる取引に該当いたしません。